

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県歯と口腔の健康づくり検討委員会の項の次に次のように加える。

なら健康長寿基本計画 推進戦略会議	なら健康長寿基本計画の推進に関する重要事項についての審議に関する事務
----------------------	------------------------------------

別表知事の部奈良のシカ保護管理計画検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良公園観光地域活性化 審査会	奈良公園及びその周辺地域の観光の振興による当該地域の活性化に係る事業についての審査に関する事務
--------------------	---

附則

この条例は、公布の日から施行する。